

4 内部出入口

■ 基本的な考え方

居室の出入口では、車椅子が通ることができる扉幅の確保や車椅子で扉の開閉が容易にできる扉前のスペースの確保等を行って車椅子を使用される方々が出入りしやすくなるなど、障害者の方々の安全性や利便性に配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 路外駐車場を除く施設

■ 整備基準

次に掲げる居室への出入口は、1以上を基準に適合させること。ただし、共同住宅等は、1戸又は1室以上設ければ足りる。

- 昇降機を設けている建築物の各居室への出入口
- 昇降機を設けていない建築物の直接地上へ通じる出入口のある階の各居室への出入口

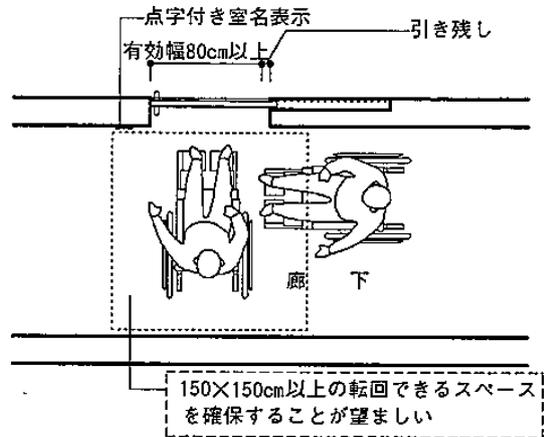
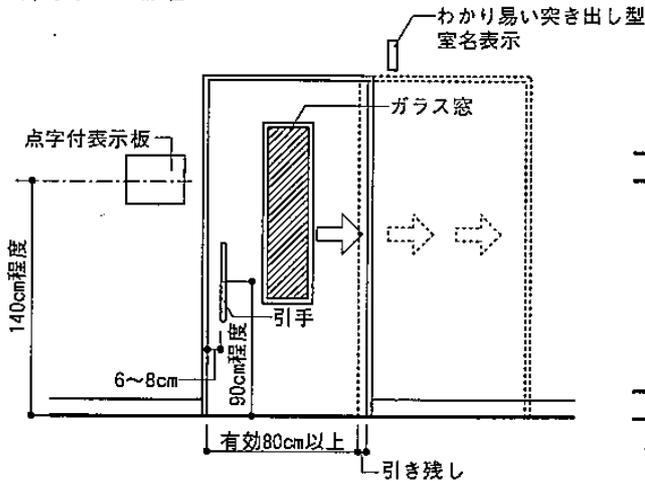
- | | |
|--------|--|
| 1 有効幅員 | ● 出入口のうち1以上の有効幅員は80cm以上とする。 |
| 2 段差 | ● 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けない。 |
| 3 扉の形式 | ● 出入口に戸を設ける場合は、自動開閉式その他車椅子使用者が円滑に通過できる構造とする。 |

■ 誘導基準

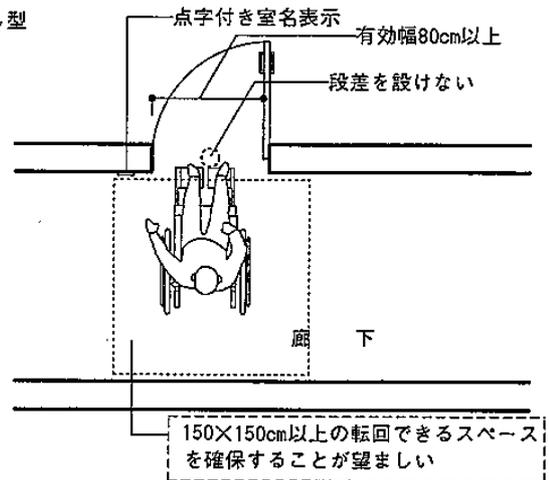
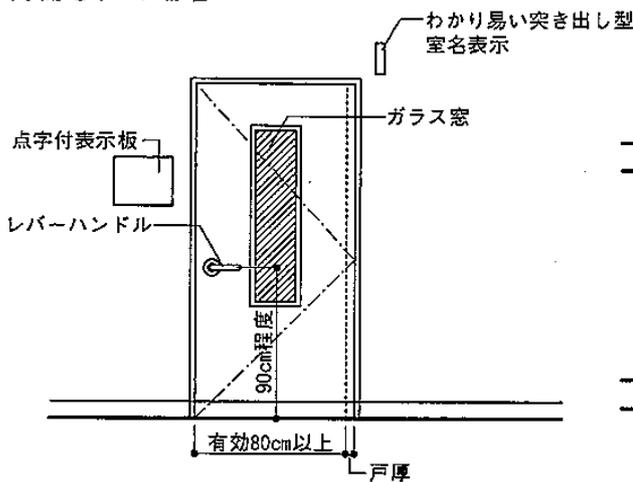
- 1 有効幅員 ○出入口の有効幅員は、90cm 以上とすることが望ましい。
- 2 扉の形式 ○戸を設ける場合は、幅員 120cm 以上とし、自動扉とすることが望ましい。
○回転扉は避けることが望ましい。
○視覚障害者に配慮し、戸や枠の色又はドア把手と周囲の壁とのコントラストをつけて認知しやすくすることが望ましい。
○扉の構造は、次のとおりとすることが望ましい。
 - (a)自動扉
 - ・自動開閉式開き戸は、一方通行の場合に限り設ける。
 - ・開閉は穏やかなものとする。
 - ・開閉起動装置は感知域を広げ、通行に支障がない作動とする。
 - ・感知形式は、光線又は超音波スイッチが優れている。
 - ・ゴムマットスイッチ式の場合、ゴムマットの奥行きは 100cm 以上とする。
 - (b)開き戸
 - ・建築基準法に定める以外は内開きとする。
 - ・外開きにする場合は、扉幅以上のアルコーブを設ける。
 - ・ドアチェック等の自閉装置を設ける。
 - ・床からの高さ 60cm を下端として幅 20cm、長さ 90cm 程度のガラス窓を設置することが望ましい。ガラス窓の材質は安全性を考慮して樹脂ガラス又は、網入りガラス等を用いる。
 - ・把手はノブ式を避けレバー式とする。
 - ・指つめ防止の措置を講ずる。
 - (c)引き戸
 - ・軽快に作動するようにする。
 - ・引手は握りやすい形状とする。
 - ・把手と戸の隙間は 6cm から 8cm とする。
 - ・上つり形式とする。
- 3 ドアハンドル ○ドアハンドルは床面から 90cm 程度の位置で、使いやすい形状とすることが望ましい。
- 4 車椅子当たり ○床面から 15cm から 35cm 程度の高さに設置することが望ましい。
- 5 案内、誘導 ○出入口の外側と内側に、扉から 30cm 離して注意喚起用床材を敷設することが望ましい。ただし、開き戸による場合は、開いた戸の先端の位置まで後退して設置することが望ましい。
○視覚障害者のために、扉の前後の床仕上材質を変えることが望ましい。
- 6 室名表示 ○戸の把手側の壁面あるいは、利用居室の出入口に点字と浮き彫り文字による室名表示、手すりへの点字表示を行うことが望ましい。

出入口の例

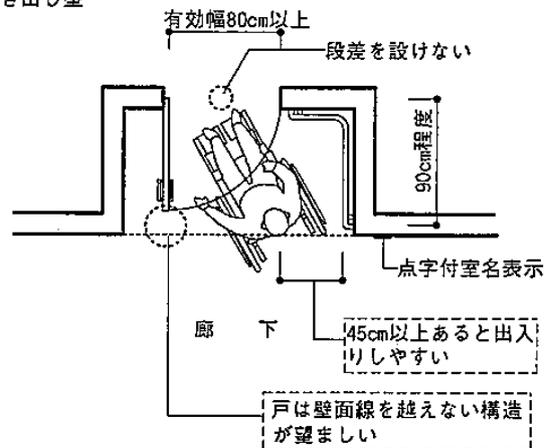
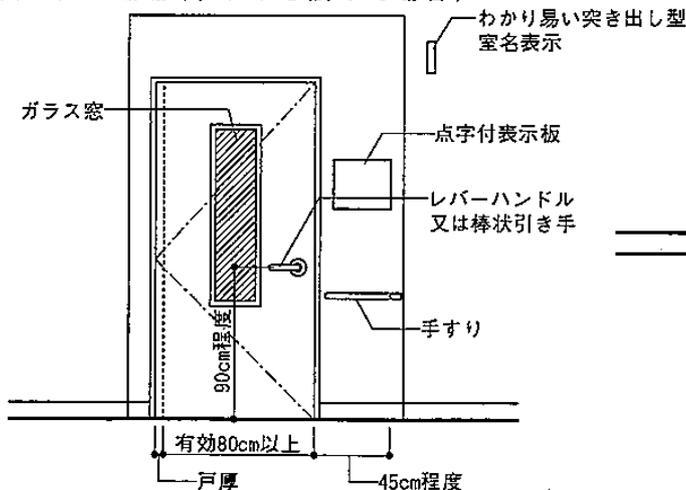
● 引き戸の場合



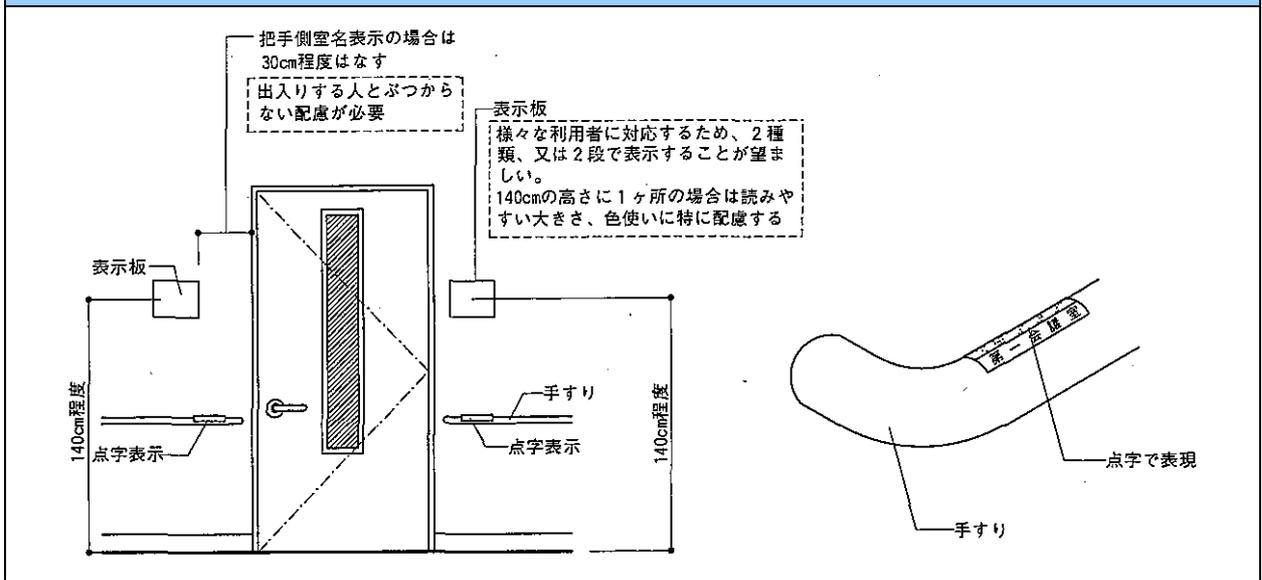
● 内開き戸の場合



● 外開き戸の場合(手すりを設けた場合)

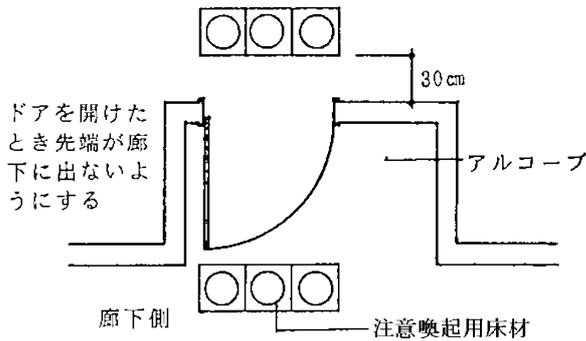


室名表示の整備例



視覚障害者注意喚起用床材の整備例

・開き戸の場合



・引き戸の場合

